

（特別管理）産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

（宛先）松本市長

届出者
住所
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

第14条の2第3項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 において準用する
第14条の5第3項

第7条の2第4項
同 法 の規定により、欠格要件に該当するに至ったので
第7条の2第5項

関係書類を添えて届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	
<p>（備考）1 該当するに至った欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号のイ（同法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。）又は第14条の第5項第2号のハからホまで（同法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入すること。</p> <p>2 法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあつては、「許可の年月日及び許可番号」の欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至ったことが確認できる書類を添付すること。</p> <p>3 この届出書は、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った後遅滞なく提出すること。</p>	